

B E L S

評価料金規程

2026 年 8 月 20 日改定版

株式会社確認検査機構トラスト

BELS 評価料金規程

表-1 から表-3 に定める基本料金は、トラストに BELS 評価申請書の提出とともに、建築基準法第 6 条の 2 第 1 項の確認の申請又は同法第 18 条第 4 項の通知を行う場合の判定料金をいいます。

なお、トラスト以外に建築基準法第 6 条の 2 第 1 項の確認の申請又は同法第 18 条第 4 項の通知を行う場合の判定料金は、表-1 から表-3 までに定める料金に 1.5 を乗じた金額とします。

表-1 及び表-2 における「併願申請がある場合」とは、建築基準法第 6 条の 2 第 1 項の確認の申請又は同法第 18 条第 4 項の通知に加え、性能評価等の書類審査を当社が審査を行い、かつその書類審査時の外皮計算書、一次エネルギー計算書を用いて BELS 申請を行った時、審査が省略できる場合をいいます。

新築住宅（一戸建ての住宅） 表-1 (税込み 単位：円)

延床面積 (㎡)	基本料金	併願申請がある場合
200 ㎡未満	33,000	8,800
200 ㎡以上 300 ㎡未満	44,000	8,800

* 300 ㎡以上は見積りとする。

共同住宅（複合建築物を除く） 表-2 (税込み 単位：円)

共同住宅	基本料金	併願申請がある場合
住戸のみ	$110,000 + 2,200 \times \text{戸数}$	基本料金の 4/10 とする
建築物全体	$110,000 + 2,200 \times \text{戸数} + 110,000$	基本料金の 4/10 とする

* 建築物全体の時は全住戸数とする

【増額】一戸建て住宅で非木造の場合、表-1 料金×2 の額とします。

共同住宅等が非木造の場合、表-2 料金の×1.5 の額とします。

非住宅

表—3 基本料金

(円) (税込み)

延床面積	標準入力法			モデル建物法		
	用途			用途		
	A 区分	B 区分	C 区分	A 区分	B 区分	C 区分
100 ㎡未満	172,700	129,800	104,500	99,000	66,000	49,500
100 ㎡以上 300 ㎡未満	209,000	156,200	125,400	118,800	79,200	59,400
300 ㎡以上 500 ㎡未満	228,800	170,500	137,500	129,800	86,900	64,900
5,00 ㎡以上 1,000 ㎡未満	286,000	194,700	160,600	161,700	97,900	77,000
1,000 ㎡以上 2,000 ㎡未満	343,200	228,800	183,700	194,700	121,000	86,900
2,000 ㎡以上 3,000 ㎡未満	400,400	352,000	264,000	216,700	198,000	132,000
3,000 ㎡以上 4,000 ㎡未満	457,600	396,000	275,000	248,600	209,000	143,000
4,000 ㎡以上 5,000 ㎡未満	514,800	440,000	297,000	281,600	220,000	154,000
5,000 ㎡以上 10,000 ㎡未満	596,200	528,000	330,000	325,600	264,000	176,000
10,000 ㎡以上 20,000 ㎡未満	687,500	594,000	440,000	379,500	297,000	220,000
20,000 ㎡以上 50,000 ㎡未満	800,800	726,000	528,000	433,400	363,000	264,000
50,000 ㎡以上	別途見積					

* 建築物の用途区分欄における A 区分、B 区分及び C 区分は別表 4 による。

別表 4 用途区分

建築物又は建築物の部分の用途の区分	用途を示す記号	区分
住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの	08060	A
幼稚園	08070	A
小学校	08080	A
義務教育学校	08082	A
中学校、高等学校又は中等教育学校	08090	A
特別支援学校	08100	A
大学又は高等専門学校	08110	A
専修学校	08120	A
各種学校	08130	A
幼保連携型認定こども園	08132	A
図書館その他これに類するもの	08140	A
博物館その他これに類するもの	08150	A
美術館その他これに類するもの	08152	A
神社、寺院、教会その他これらに類するもの	08160	B
老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの	08170	A
保育所その他これに類するもの	08180	B
助産所(入所する者の寝室があるものに限る。)	08190	A
助産所(入所する者の寝室がないものに限る。)	08192	B
児童福祉施設等(建築基準法施行令第 19 条第 1 項に規定する児童福祉施設等をいい、前 4 項に掲げるものを除く。次項において同じ。)(入所する者の寝室があるものに限る。)	08210	A
児童福祉施設等(入所する者の寝室がないものに限る。)	08220	B
公衆浴場(個室付浴場業に係る公衆浴場を除く。)	08230	A
診療所(患者の収容施設のあるものに限る。)	08240	A
診療所(患者の収容施設のないものに限る。)	08250	B
病院	08260	A
巡査派出所	08270	B
公衆電話所	08280	B
郵便法(昭和二十二年法律第百六十五号)の規定により行う郵便の業務の用に供する施設	08290	B
地方公共団体の本庁又は支所	08300	B
公衆便所、休憩所又は路線バスの停留所の上家	08310	C
建築基準法施行令第 130 条の 4 第 5 号に基づき建設大臣が指定する施設	08320	C
税務署、警察署、保健所又は消防署その他これらに類するもの	08330	B
工場(自動車修理工場を除く。)	08340	C

自動車修理工場	08350	C
危険物の貯蔵又は処理に供するもの	08360	C
ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場 又はバッティング練習場	08370	A
体育館又はスポーツの練習場(前項に掲げるものを除く。)	08380	A
マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外 車券売場その他これらに類するもの又はカラオケボックスその 他これに類するもの	08390	B
ホテル又は旅館	08400	A
自動車教習所	08410	B
畜舎	08420	C
堆肥舎又は水産物の増殖場若しくは養殖場	08430	C
日用品の販売を主たる目的とする店舗	08438	B
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗(前項に掲 げるものら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を行う もの並びに田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産 物の販売を主たる目的とするものを除く。)	08440	B
飲食店(次項に掲げるもの並びに田園住居地域及びその周辺の 地域で生産された農産物を材料とする料理の提供を主たる目的 とするものを除く。)	08450	B
食堂又は喫茶店	08452	B
理髪店、美容院、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、貸本 屋その他これらに類するサービス業を営む店舗、洋服店、畳屋、 建具屋、自転車店、家庭電気器具店その他これらに類するサービ ス業を営む店舗で作業場の床面積の合計が 50 平方メートル以内 のもの(原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が 0. 75 キロワット以下のものに限る。)、自家販売のために食品製造 業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するも の(田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物を原材 料とする食品の製造又は加工を主たる目的とするものを除く。) で作業場の床面積の合計が 50 平方メートル以内のもの(原動機 を使用する場合にあっては、その出力の合計が 0. 75 キロワッ ト以下のものに限る。)又は学習塾、華道教室、囲碁教室その他 これらに類する施設	08456	B
銀行の支店、損害保険代理店、宅地建物取引業を営む店舗その 他これらに類するサービス業を営む店舗	08458	B
物品販売業を営む店舗以外の店舗(前 2 項に掲げるものを除 く。)	08460	B

事務所	08470	B
映画スタジオ又はテレビスタジオ	08480	A
自動車車庫	08490	C
自転車駐車場	08500	C
倉庫業を営む倉庫	08510	C
倉庫業を営まない倉庫	08520	C
劇場、映画館又は演芸場	08530	A
観覧場	08540	A
公会堂又は集会場	08550	A
展示場	08560	A
料理店	08570	B
キャバレー、カフェー、ナイトクラブ又はバー	08580	B
ダンスホール	08590	A
個室付浴場業に係る公衆浴場、ヌードスタジオ、のぞき劇場、ストリップ劇場、専ら異性を同伴する客の休憩の用に供する施設、専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を目的とする店舗その他これらに類するもの	08600	A
卸売市場	08610	C
火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設	08620	C
農産物の生産、集荷、処理又は貯蔵に供するもの	08630	C
農業の生産資材の貯蔵に供するもの	08640	C
田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物の販売を主たる目的とする店舗、当該農産物を材料とする料理の提供を主たる目的とする飲食店又は自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの(当該農産物を原材料とする食品の製造又は加工を主たる目的とするものに限る。)で作業場の床面積の合計が 50 平方メートル以内のもの(原動機を使用する場合にあつては、その出力の合計が 0.75 キロワット以下のものに限る。)	08650	B
その他	08990	※1

※1 建築物の具体的な用途により、A 区分から C 区分までの中で当社が指定する区分とします。

表－５ 変更等申請料金

① 計画変更	住宅：表－１又は表－２の５０％ 非住宅：表－３の５０％ ただし、次の場合は新規申請として取り扱います。 ・直前の判定を他機関から受けている場合 ・モデル建物法を標準計算法に計算方法を変更する場合
② 軽微な変更（ルートＣ）	住宅：表－１又は表－２の５０％ 非住宅：表－３の５０％ ただし、次の場合は新規申請として取り扱います。 ・直前の判定を他機関から受けている場合

◆共 通

- １．複数用途の混合建築物は、各々の料金の合計とします。
- ２．複合建築物（住宅部分と非住宅部分を有する建築物）の場合は、住宅用途と非住宅用途の料金をそれぞれ算出し、合わせた額とします。
- ３．評価書の再発行手数料は、５,５００円（税込）とします。
- ４．上記以外の内容については、別途協議をさせていただきます。